１　義務教育にかかる援助

日本国憲法 第26条

すべての国民は，その能力に応じて等しく「教育を受ける権利」と「教育を受ける機会」が与えられている。

教育基本法 第4条

この権利と機会を保障するため，国及び地方公共団体が児童・生徒の保護者に対して行う援助には次のようなものがある。

――　１就学援助費　―――――　市町・国（文科省）による援助

――　２特別支援教育就学奨励費　―　　　〃

義務教育にかかる援助　――

――　３教育扶助費　―――――　市町・国（厚労省）による援助

――　４その他　―――――――　市町独自の援助

２　就学援助費

(1) 概要

現在，小中学校には経済的理由によって就学が困難と認められる学齢児童・生徒がいる。すべての児童・生徒に等しく教育を受ける権利と機会を与え，義務教育を円滑に実施するため，このような児童・生徒の保護者に対して，市町及び国が援助する制度である。

就学奨励援助法

第1条

市町教育委員会が窓口となり行われる。

(2) 市町の責務

市町は経済的な理由によって就学が困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して必要な援助を与えなければならない。

学校保健安全法

第24条

学校教育法

第19条

(3) 国の責務

国は，就学援助事業を行う市町に対して，予算の範囲内において必要な援助を行う。

学校給食法

第12条\_2

就学奨励援助法

第2条

(4) 補助対象者と認定

学校保健安全法

第25条

ア　要保護児童・生徒

(ｱ) 保護者が生活保護法に規定する要保護者である児童・生徒

生活保護法

第13,32条

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 要保護者 | 現に保護を受けている者  （被保護者） | 現に教育扶助を受けている者 |
| 現に教育扶助以外の扶助を受けている者  （医療・出産・生業・葬祭） |
| 現に保護を受けていないが，保護を必要とする状態にある者 | |

※要保護者には，現に保護を受けていないが保護を必要とする状態にあるものも含まれる。

(ｲ) 福祉事務所で認定する。

イ　準要保護児童・生徒

市町就学援助規則等

(ｱ) 要保護児童・生徒に準ずる程度に困窮していると認定される児童・生徒

(ｲ) 市町教育委員会で認定する。

(ｳ) 要保護児童・生徒に準ずる程度の困窮については，次の基準による。

ａ　前年度又は当該年度において次のいずれかの措置を受けた者

(a) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

(b) 地方税法第295条第１項に基づく市町民税の非課税

(c) 地方税法第323条に基づく市町民税の減免

(d) 地方税法72条の62に基づく個人事業税の減免

(e) 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免

(f) 国民年金法第89条・90条に基づく国民年金掛金の減免

(g) 国民健康保険法第77条に基づく保険料の減免又は徴収猶予

(h) 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の支給

(i) 生活福祉金貸付制度による貸付

ｂ　ａ以外の者で，次のいずれかに該当する者

(a) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

(b) 保護者の職業が不安定で，生活状態が悪いと認められる者

(c) ＰＴＡ会費・学級費等の学校納付金の減免が行われている者

(d) 学校納付金の納入状態が悪い者，昼食・被服等の悪い者又は学用品・通学用品等に不自由している者等で，保護者の生活状態がきわめて悪いと認められる者

(e) 経済的な理由による欠席日数が多い者

ウ　認定にあたっての注意事項

(ｱ) 保護者の経済状況のほか，その児童・生徒の日常の生活状況や家庭の諸事情等を勘案し，総合的に判断する。

(ｲ) 児童・生徒の生活状況を把握するためには，福祉事務所の長及び民生委員の意見を聞くなど，十分連絡を取る。

(ｳ) 外国人の児童・生徒に係る就学援助については，日本人の場合に準じて同様の取扱いをする。

(ｴ) 保護者に対しては，広報等を通じ，この制度の趣旨及び申請手続きについて周知徹底する。

(ｵ) 他の市町に住所を有する児童・生徒（区域外通学）の保護者に対する就学援助は，国の補助対象とならない。

(ｶ) 通学区域に基づき就学すべき学校に通学しているかどうかに関わらず，その市町の区域内に住所を有する児童・生徒（指定学校外通学）の保護者に対する就学援助は国の補助対象となる。

※　(ｵ)，(ｶ)については国の補助対象基準であるが，認定については市町教委が行うため，市町の事情により認定の可否は異なる場合がある。

エ　年度途中における認定

転入学もしくは災害等により，年度途中において認定を必要とする者については，速やかに認定関係書類を作成し，必要な援助を行うよう配慮する。

転入学者の場合は，転入前の市町と連絡を密にし，重複受給とならないようにする。

(5) 対象費目

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 費目 | 対　象　品　目 | 根拠法令 |
| 学用品費 | 児童・生徒の所持に係る物品で各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験・実習材料費を含む） | 就学奨励援助法  第2条  要保護児童・生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱 |
| 体育実技  用具費 | 小学校又は中学校の体育の授業に必要とする用具費（柔道・剣道・スキー） |
| 新入学児童  生徒学用品費 | 新入学児童・生徒が通常必要とする学用品・通学用品費 |
| 通学用品費 | 児童・生徒が通常必要とする通学用品  （通学鞄，雨靴，雨傘，上履き，帽子等）  １年生については新入学児童・生徒学用品として措置される |
| 通学費 | 片道通学距離が小学校４km，中学校６km以上で交通機関を利用して通学する児童生徒の旅客運賃等 |
| 修学旅行費 | 交通費，宿泊費，見学料及び均一に負担するべきこととなるその他経費 |
| 校外活動費 | 学校外で行われる，学校行事としての活動（遠足，工場見学，臨海・林間学校等）に参加するための交通費及び見学料 |
| ｵﾝﾗｲﾝ学習  通信費 | オンライン学習に必要な通信費  （モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む） |  |
| 学校給食費 | 保護者が負担する給食費のパン，ミルク，おかず等に要する経費 | 学校給食法  第12条\_2 |
| 医療費 | 学校病にかかり，学校で治療の指示を受けた場合の治療費  （学校病＝トラコーマ，結膜炎，白癬，疥癬，濃痂疹，  中耳炎，慢性副鼻腔炎，アデノイド，う歯，寄生虫病） | 学校保健安全法  第24,25条  学校保健安全法施行令  第8条 |
| 日本ｽﾎﾟｰﾂ振興  ｾﾝﾀｰ掛金 | 日本スポーツ振興センター掛金のうち，保護者負担分 | スポーツ振興センター法　第17条\_4 |

教育委員会による就学援助費は，おおむね次の区分により給付される。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 費　目  要保護・  準要保護の区分 | | |  | 学　用　品　費　等 | | | | | | | 医療費 | 学校給食費 | スポーツ振興センター掛金 |
| 学用品費 | 通学用品費 | 校外活動費 | 体育実技用具費 | オンライン学習通信費 | 新入学学用品費 | 修学旅行費 | 通学費 |
| 要 保 護 者 | 被保護者 | 教育扶助受給者 | ※ | ※ | ※ | ※ | ※ | ○ | ○ | ※ | ○ | ※ | ○ |
| 生活扶助受給者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 教育・生活扶助を  除く扶助受給者 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 保護を受けていない要保護者 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 準　要　保　護　者 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

注)１ ※の費目については，福祉担当課から教育扶助として支給される。

２ 学校給食費は，教育扶助受給者のうち学校給食費に関するものが行われていない場合には援助することができる。

３ 生活扶助受給者の新入学学用品費は，福祉担当課より生活扶助の一時扶助で支給される。

４ 要保護者の医療費については，医療扶助として支給される場合には就学援助費では支給しない。

(6) 援助費の給付

市町就学援助規則等

援助費の給付方法は市町により異なり，直接対象者の金融機関の口座に振り込まれる場合，学校を通じて行う場合又は項目によりその取扱いが異なる場合がある。

ア　給付にあたっての注意事項

給付事務の取扱いについては，該当の児童・生徒に卑屈感や劣等感を抱かせることのないように，細心の注意を払わなければならない。

就学援助費を給付する前に，滞納の学校納付金分を差し引く場合は，事前に保護者へ十分説明し，保護者の理解と納得のもとに差し引く。

(ｱ) 学用品費等

ａ　教育扶助との重複給与を避けるため，また，教育扶助打切りに伴う就学援助追加認定対象者の把握のため，教育委員会は福祉担当課と連絡を取り合うことが必要である。

ｂ　給付は金銭又は現物で，保護者又は保護者から受領について委任を受けている校長に対して行われる。

ｃ　校長が保護者から委任を受ける場合は，保護者から委任状を受けておくことが必要である。

ｄ　災害その他不可抗力により学用品等を消失し，学用品等を再度給与することが必要な場合の経費は，国庫補助の対象となる。

ｅ　通学費支給対象者が定期乗車券を紛失した場合，その事実を確認したうえ，紛失後にかかる経費を再度支給してもよい。

ｆ　年度中途認定者に対しては，学用品費及び学校給食費については，その状況に応じ給与単価の全部又は一部を，通学費については認定日に係る月以降分を給付する。

ｇ　教育扶助受給者に対して学用品等を重複して支給している場合，その給付額は国の補助対象とならない。

ただし，市町が学期の始期等に当該学期分に相当する額を一括して給付した後に，教育扶助が行われることになった場合は，補助対象とする。

この場合，教育扶助では既に給与済みの援助費との差額を給付することとなる。

(ｲ) 医療費

ａ　健康診断や健康相談の結果，疾病が発見された場合は，学校医及び学校歯科医の所見に照らして，学校において事後措置として治療の指示をしなければならない。

ｂ　医療費の援助対象となる児童・生徒について「学校病被患者調書」を作成し，教育委員会に医療券の交付を申請する。

ｃ　児童・生徒の保護者が社会保険等に加入している場合には，医療券に合わせて保険証を持参させて診療を受けさせる。

ｄ　医療費の援助は，医療機関への医療費の支払いを市町が直接支払うことにより行う。

(ｳ) 日本スポーツ振興センター掛金

ａ　日本スポーツ振興センター（以下「センター」と略）掛金のうち保護者負担分について，保護者からは徴収せず，市町教育委員会・国が全額負担することにより補助を行う。

ｂ　教育委員会は，準要保護児童・生徒に係るセンター掛金について，教育委員会負担分に保護者負担分の半額を加えた額をセンターに支払う。

ｃ　国は，保護者負担分の半額をセンターに支払う。

(ｴ) 転入生を準要保護児童・生徒として認定した場合

転入前の市町で認定されていた場合には，前の市町で給付を受けていた経費について，前の市町と連絡を密にし重複して給付することのないよう注意する。

ａ　修学旅行費　　　学校により実施する学年や時期が異なり，転入生が再度修学旅行に参加する場合がある。この場合は給付してもかまわない。

ｂ　学用品費　　　　転入後の状況に応じ全部又は一部を給付する。

ｃ　通学用品費　　　必要に応じて給付する。

ｄ　新入学児童生徒学用品費

入学後においては，既に入学準備が終わっていると考えられ，原則として給付はできない。

ｅ　通学費　　　　　認定した日の月以降分から給付する。

(7) 事務の流れ（例：加賀市）

就学援助費の認定は年度限りのものであるため，年度が変わるときには新規・継続に関わらず，改めて申請が必要となる。

３～４月上旬 申請（保護者→学校→教委）

４～５月 書類審査・認定（教委）

認定通知（教委→学校→保護者）

７月中旬 １学期分支給

12月下旬 ２学期分支給

３月上旬 ３学期分支給

（期日，支給回数等については市町により異なる。）

随時 途中申請・途中認定

(8) 提出書類（例：加賀市）

就学援助費受給申請書　――　保護者→学校→市教委

児童生徒名簿　――――――　学校→教委

※ 同一世帯で２人以上の申請をする時は（小・中学校の両方にいる場合でも）申請書を１枚だけ作成し，下の学校から提出する。

※ 市外から転入の申請者は前年度の所得･控除が分かる書類を添付する。

(9) 学校における留意事項

ア　学校で就学援助事務を行うにあたり，教育的配慮を忘れずに事務を遂行しなければならない。

イ　基本的に児童・生徒を事務処理，保護者との連絡に介在させない方が望ましい。

ウ　児童・生徒・保護者の個人の秘密を厳守する。

エ　同一世帯の兄弟で，就学援助の受給の有無が異なっても，子ども一人ひとりの状況により異なるので差し支えない。

オ　同一世帯であっても，小中学校それぞれの校長の意見の具申内容を合わせる必要はない。同じく民生委員とも無理に合わせる必要はない。

カ　準要保護児童・生徒が長期間の欠席により給食を停止している場合は，市町教育委員会と連絡を取る。（給食費支給について）

キ　就学援助関係事務は，市町によって時期・方法等，異なる場合が多いので注意する。

３　特別支援学校等への就学奨励

　　（特別支援教育就学奨励）

(1) 概要

特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため，その負担能力の程度に応じて，これらの学校への就学のため必要な援助を与え，これらの学校における教育の普及奨励を図るための制度である。

特支就学奨励法

第1,2条

なお，小学校・中学校における特別支援学級，通常学級に在籍する学校教育法施行令第22条の３に規定する障害の程度に該当する児童・生徒についても，これに準ずる。

要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱

　【参考資料】学校教育法施行令第22条の３

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 障　害　の　程　度 |
| 視覚障害者 | 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち，拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難程度のもの |
| 聴覚障害者 | 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち，補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの |
| 知的障害者 | 1. 知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2. 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち，社会生活への適応が著しく困難なもの |
| 肢体不自由者 | 1. 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行，筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち，常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの |
| 病弱者 | 1. 慢性の呼吸器疾患，腎臓疾患及び神経疾患，悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2. 身体虚弱の状態が継続して生活規則を必要とする程度のもの |

備考

１　視力の測定は，万国式試視力表によるものとし，屈折異常があるものについては，

矯正視力によって測定する。

２　聴力の測定は，日本産業規格によるオージオメータによる。

(2) 世帯の区分

特別支援学校に就学する児童・生徒の保護者の世帯については，その収入額及び需要額の区分に応じて経費が支給される。

特支就学奨励法施行令

第2条

第Ⅰ区分　世帯の収入額がその世帯の需要額の1.5倍未満の場合

第Ⅱ区分　世帯の収入額がその世帯の需要額の1.5倍以上2.5倍未満の場合

第Ⅲ区分　世帯の収入額がその世帯の需要額の2.5倍以上の場合

（世帯の需要額については，生活保護法の規定により厚生労働大臣が定める基準により測定する。2-22頁：教育扶助　生活保護の認定参照）

(3) 対象費目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 費　　目 | 対　　象　　品　　目 | 補助対象経費 | |
| 第Ⅰ・Ⅱ | 第　Ⅲ |
| 学校給食費 | 保護者が負担する給食費のパン，ミルク，おかず等に要する経費 | 半額 | 補助なし |
| 通学費 | 児童・生徒がもっとも経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費（交通機関の旅客運賃等） | 全額 | 半額 |
| 職場実習交通費 | 中学校の教育課程に従い，学校長の管理の下に学校外の事業所等において，生徒が現場実習に参加する場合の交通費 | 全額 | 半額 |
| 交流及び  共同学習交通費 | 学校教育の一環として特別支援学校又は他の小・中学校の特別支援学級の児童又は生徒等と共に集団活動を行う場合に必要な経費 | 全額 | 半額 |
| 修学旅行費 | 交通費，宿泊費，見学料及び均一に負担すべきこととなるその他の経費 | 半額 | 補助なし |
| 校外活動等参加費 | 学校外で行われる学校行事としての活動（遠足，工場見学，臨海・林間学校等）に参加するための交通費,見学料及び宿泊費 | 半額 | 補助なし |
| 学用品・  通学用品購入費 | 児童・生徒が通常必要とする学用品・通学用品  なお，次の経費は加算分として支給される。  ・体育実技用具費  （小学校又は中学校の体育の授業に必要な用具（柔道・剣道・スキー））  ・拡大教材費  （弱視の児童又は生徒が使用する拡大教材）  ・新入学児童生徒の学用品・通学用品費  （通学鞄・雨靴・雨傘・上履き・帽子等） | 半額 | 補助なし |
| ｵﾝﾗｲﾝ学習通信費 | オンライン学習に必要な通信費（モバイルルーター等の通信機器の購入又はレンタルに係る費用を含む） | 半額(第Ⅱ区分は補助なし) | 補助なし |

注）弱視，難聴，言語障害等のため，定期的に特別支援学級等において特定の時間のみ特別の指導を受けている

児童・生徒については，その通学に係る特別に要する交通費のみを上記の通学費として補助の対象とすることが

できる。

(4) 経費の給付

ア　特別支援学校においては，経費は校長に対して交付される。特別支援学級等に就学する児童・生徒に係る経費は，別途，市町で規定された方法による。

特支就学奨励法

第3条

イ　経費の交付を受けた校長は，これを金銭をもって保護者等に対して支給しなければならない。

特支就学奨励法施行令

第3,4条

ウ　保護者等に支給するために特別な経費を必要とする，保護者等に特別の事情がある等により，児童生徒に支給することが適当であるときは，児童生徒に支給することもできる。

エ　特別の事情があるときは，現物で支給することができる。

オ　特別の事情とは，経費の支給を受ける者が支給される金品を紛失し，浪費し，又は目的外に使用するおそれがあることである。

４　教育扶助

(1) 概要

生活に困窮するすべての国民に対し，その困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障するとともに自立を助けることを目的として，国が行う生活保護の一種であり，児童生徒の義務教育に必要な費用について行われる。

生活保護法 第1条

福祉担当課を窓口として行われるものである。

（参考）生活保護の種類

生活保護法

第11～18条

１ 生活扶助　　日常生活の需要を満たすために必要なもの・移送

２ 教育扶助　　義務教育に必要な学用品・通学用品・学校給食費等

３ 住宅扶助　　住居及びその補修・維持に必要なもの

４ 医療扶助　　診察・薬剤・治療・入院・看護・移送等に係るもの

５ 介護扶助　　介護保険料と自己負担費用

６ 出産扶助　　分娩に必要な介助・処置・衛生材料

７ 生業扶助　　生業に必要な資金・器具・資料及び技能の修得，就労のために必要なもの

８ 葬祭扶助　　検案・死体運搬・火葬・埋葬・納骨その他葬祭に必要なもの

(2) 支給範囲

ア　義務教育に伴って必要な教科書，その他の学用品

イ　義務教育に伴って必要な通学用品

ウ　学校給食，その他義務教育に伴って必要なもの

(3) 基準額（月額）

次の表によるが，特別な事由のためこの表の基準によりがたいときは，厚生労働大臣が特別に基準を定める。

（令和６年４月現在）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 小　　学　　校 | 中　　学　　校 |
| 基準額 | 2,600円 | 5,100円 |
| 学級費等 | 1,080円以内 | 1,000円以内 |
| 教材代 | 正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入又は利用に必要な額 | |
| 学校給食費 | 保護者が負担すべき給食費の額 | |
| 通学交通費  校外活動参加費 | 宿泊費，施設利用料，交通費等の額  通学に必要な最小限度の額 | |
| 学習支援費(年間上限額) | 16,000円以内 | 59,800円以内 |

(4) 学級費等

学校教育活動のために全ての児童又は生徒について学級費・児童会費・生徒会費・ＰＴＡ会費等として保護者が学校に納付する場合であって，前記基準額によりがたい時は，次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして必要な額を認定してもよい。

小学校　月額1,080円，　中学校　月額1,000円

(5) 教材代

正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものについては，学校長又は教育委員会の証明による。

（正規の教材の範囲は，当該学級の全児童・生徒が必ず購入することになっている副読本的図書，ワークブック，和洋辞典及び楽器）

(6) 校外活動等参加費

小学校・中学校等・教育委員会が行う校外活動（修学旅行を除く）に当該学年の児童・生徒の全員が参加する場合には，その参加のために必要な最小限度の額を特別基準の設定があったものとして認定してよい。

(7) 通学のための交通費

身体的・地理的条件又は交通事情により，交通費を伴う方法による以外には通学方法が全くないか，又はそれらによらなければ通学が極めて困難な場合には，その通学のため必要な最小限度の交通費が支給される。

地域のほとんどすべての児童・生徒が自転車を利用して通学している場合には，自転車の購入費を交通費の実費として認めることができる。また，学校の指導により自転車通学者全員がヘルメットをかぶっている実態にあると認められる場合には，ヘルメットの購入費を交通費の実費として認めることができる。

通学のため交通費を要する場合には，年間を通じて最も経済的な通学方法を取らせることが適当である。

(8) 学習支援費

課外のクラブ活動の費用に充てる。

(9) 災害時等の学用品費の再支給

災害その他不可抗力により学用品を消失し，学用品を再度購入することが必要な場合には，次の額の範囲内において特別基準の設定があったものとして，必要な額を認定してもよい。

小学校　11,600円，　中学校　22,700円

(10) 給付方法

ア　市町の福祉担当課が行う。

イ　金銭給付を原則とする。

ウ　金銭給付が不可能ないし不適切な場合には，現物支給もできる。

エ　給付は，児童生徒その保護者又は校長に対して交付される。

《生活保護の認定》

（1）市については，市福祉事務所が認定する。

（2）町・村については，各福祉事務所が認定する。

（3）世帯における所得が需要額に満たないことが認定条件の一つであるが，そのほかにもさまざまな認定条件がもうけられている。

（4）需要額（月額）は，世帯人員の年齢による基準額に世帯人数による基準額及び世帯時の状況による基準額を加えて算定される。

【参考：生活扶助基準生活費第１類(年齢による基準額)】（３級地－１）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年齢区分 | 基　準　額 | 年齢区分 | 基　準　額 |
| 0～ 2歳 | 39,230円 | 41～59歳 | 41,290円 |
| 3～ 5歳 | 39,230円 | 60～64歳 | 41,290円 |
| 6～11歳 | 40,880円 | 65～69歳 | 40,880円 |
| 12～17歳 | 43,360円 | 70～74歳 | 40,880円 |
| 18・19歳 | 41,290円 | 75歳以上 | 35,100円 |
| 20～40歳 | 41,290円 |  |  |

【参考：生活扶助基準生活費第２類(世帯人数による基準額)】（３級地―１）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 世帯人数 | １人 | ２人 | ３人 | ４人 | ５人 |
| 基　準　額 | 27,790円 | 38,060円 | 44,730円 | 48,900円 | 49,180円 |

福　祉　事　務　所　一　覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 市　町 | 福 祉 事 務 所 名 | 住　　　　　　　　所 | 電話番号 |
| 金沢市 | 金沢市社会福祉事務所  （金沢市福祉健康局生活支援課） | 〒920-8577　金沢市広坂1-1-1 | (076)  220-2292 |
| 七尾市 | 七尾市福祉事務所  （七尾市健康福祉部福祉課） | 〒926-0811　七尾市御祓町1  パトリア3F | (0767)  53-8418 |
| 小松市 | 小松市社会福祉事務所  （小松市予防先進部ふれあい福祉課） | 〒923-8650　小松市小馬出町91 | (0761)  24-8051 |
| 輪島市 | 輪島市福祉事務所  （輪島市健康福祉部福祉課） | 〒928-8525　輪島市二ツ屋町2-29 | (0768)  23-1161 |
| 珠洲市 | 珠洲市福祉事務所  （珠洲市福祉課） | 〒927-1295　珠洲市上戸町北方1-6-2 | (0768)  82-7748 |
| 加賀市 | 加賀市福祉事務所  （加賀市市民健康部相談支援課） | 〒922-8622　加賀市大聖寺南町ニ41 | (0761)  72-7851 |
| 羽咋市 | 羽咋市福祉事務所  （羽咋市市民福祉部健康福祉課） | 〒925-8501　羽咋市旭町ア200 | (0767)  22-3939 |
| かほく市 | かほく市福祉事務所  （かほく市健康福祉部健康福祉課） | 〒929-1125　かほく市宇野気ニ71-2 | (076)  283-7121 |
| 白山市 | 白山市福祉事務所  （白山市健康福祉部生活支援課） | 〒924-8688　白山市倉光2-1 | (076)  274-9509 |
| 能美市 | 能美市福祉事務所  （能美市健康福祉部福祉課） | 〒923-1297　能美市来丸町1110 | (0761)  58-2230 |
| 野々市市 | 野々市市福祉事務所  （野々市市健康福祉部福祉総務課） | 〒921-8510　野々市市三納1-1 | (076)  227-6061 |
| 川北町  津幡町  内灘町 | 石川中央保健福祉センター  福祉相談部地域支援課 | 〒929-0331　津幡町字中橋ロ1-1  河北地域センター | (076)  289-2202 |
| 志賀町  宝達志水町  中能登町 | 能登中部保健福祉センター  地域支援課 | 〒926-0021　七尾市本府中町ソ27-9 | (0767)  53-6891 |
| 穴水町  能登町 | 能登北部保健福祉センター  地域支援課 | 〒928-0079　輪島市鳳至町畠田102-4 | (0768)  22-4149 |

2 – 22の2

2 – 22の3